



将来に向けて、今から取り組むアクション (4つの将来アクション)



4つの将来アクション

「財政運営の基本方針」を踏まえ、具体的な課題に対応するため、4つの分野で、将来に向けたアクション（将来アクション）に取り組みます。

このうち、「地方税財政制度の充実」以外の3つのアクションでは、目標を定めて取り組みます。

① 債務管理アクション

目標：

「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高」を2040年度に現在水準（約84万円）に抑制

② 収支差解消アクション

目標：

2030年度までに、減債基金に頼らず収支差を解消

③ 資産経営アクション

目標：

- 公共建築物の床面積を2040年度時点で現在水準より増やさず、2065年度までに1割縮減
- 未利用等土地を2030年度までに30ha、2040年度までに60ha利活用

④ 地方税財政制度の充実に向けた課題提起

持続可能な市政運営の基盤となる地方税財政制度の充実に向けた、データに基づく課題提起と、具体的な国への提案・要望

① 債務管理アクション

【ポイント】

- 今後、債務を中長期的な時間軸で管理（これまでは4年間の目標 → 今後は20年間程度の目標を置き、4年間で進捗管理）
- 人口減少により債務償還の担い手が少なくなっていくことを踏まえて、「市民一人当たり残高」に着目
- こうした債務管理を行うため、「債務管理長期フレーム」を導入し、債務ガバナンスを強化

【目標】

「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高」について
2040年度末残高を2021年度末残高程度に抑制

84万円程度

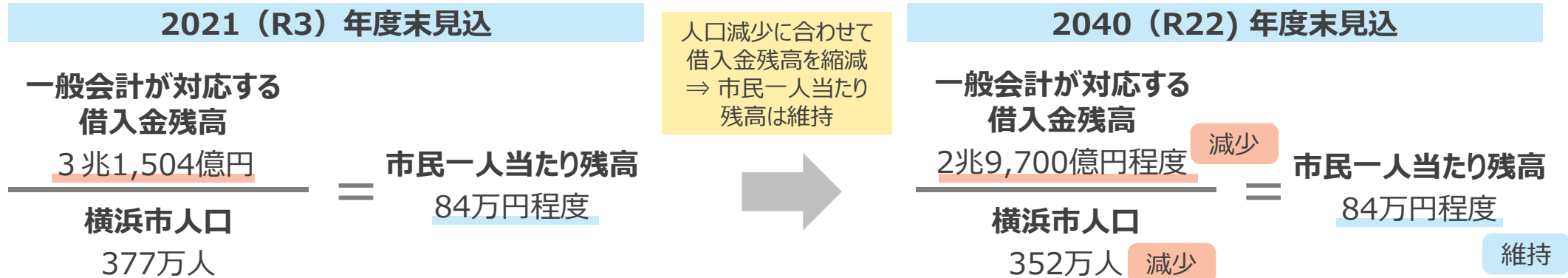
※ **一般会計が対応する借入金残高**：一般会計で発行する市債残高に、特別会計・公営企業会計等の市債や借入金残高のうち、各会計の事業収入等ではなく、市税等により一般会計で償還費を負担する分を加えたもの。一般会計の負担でどれだけの市債・借入金を返済しなければならないかを示した残高。

【目標に向けた取組（アクション）】

- ① 計画的・戦略的な「投資管理」
- ② 債務管理状況・債務償還能力の一層の見える化
- ③ 特別会計・公営企業会計における中長期見据えた投資計画の策定
- ④ 財源対策を目的とした減債基金の臨時的取崩からの脱却と計画的な積戻し

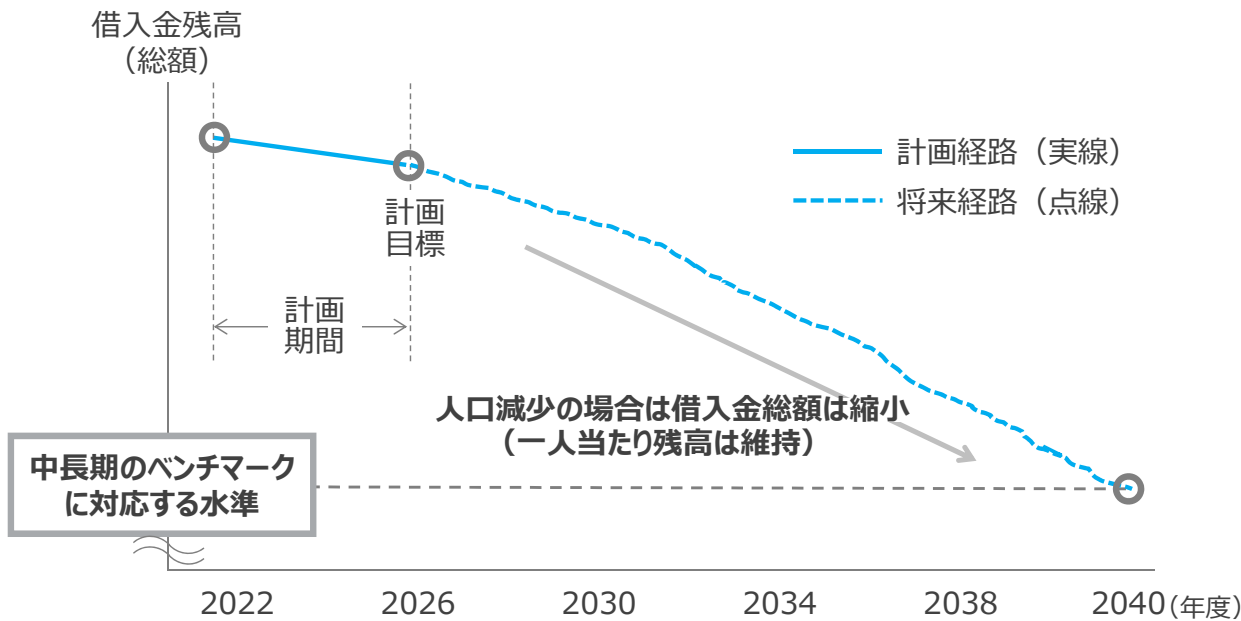
① 債務管理アクション

【目標設定の考え方】



※ 横浜市将来人口推計（平成29年12月公表）では、現在、377万人の本市の人口は、2040年に352万人、2065年に302万人まで減少する見込みとなっています（中位推計）。

【債務管理長期フレーム】



- 債務管理長期フレームでは、2040年度の目標達成に向けて、当面4年間の債務残高縮減の目標を「計画経路」として設定します（中期4か年計画の財政目標とする）。
- さらに、4年後から2040年度までの期間における債務残高の縮減のペースを「将来経路」として公表します。
- 4年後には、新たな「計画経路」と「将来経路」を設定します。このように、2040年度の目標に向けて着実に債務残高の縮減を進めます。

② 収支差解消アクション

【ポイント】

- 2030年度の目標に向けて、「**収支差解消フレーム**」に沿って、段階的に取組を推進。
- 「収支差解消フレーム」では、「**歳出改革**」を段階的に進め、これにより**2030年度に収支差を解消**。その過程で、臨時財源である**減債基金の活用を計画的に縮減し、2030年度には活用から脱却**（活用上限額：1,000億円）。
- このほか、行政運営の効率化、協働・共創の推進、財源充実策などにも取り組む。

【目標】

2030年度までに減債基金の取崩による財源対策から脱却した上で
予算編成における収支差を解消

【目標に向けた取組（アクション）】

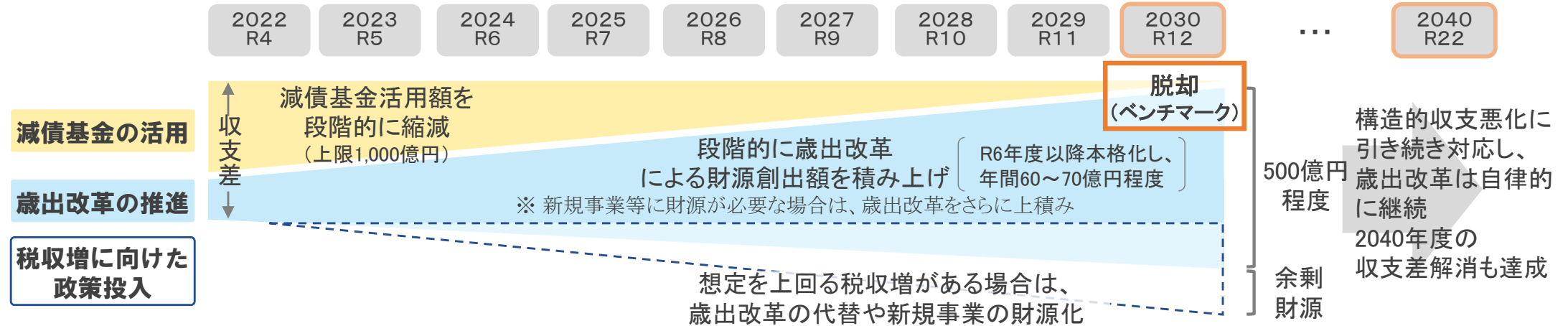
- ① 歳出ガバナンスの強化（歳出改革の推進）
- ② 行政運営の効率化とパフォーマンス向上
- ③ 多様な主体との協働・連携の強化によるオープンイノベーションの推進
- ④ 戦略的・総合的な財源充実策の展開
- ⑤ 減債基金の臨時的活用からの脱却

② 収支差解消アクション

【収支差解消フレームのイメージ】

長期財政推計における将来の収支差（中位推計）

2030年：▲502億円 2040年：▲823億円 2065年：▲1,752億円



※ 収支差解消フレームは、ベンチマーク達成に向けた標準的な工程であり、金額は、長期財政推計（R4.1 更新版）を前提としたもので、今後変動する可能性があります。

【歳出改革】

- 「厳しい将来見通しにあっても後ろ向きにならず、子どもたちや将来市民のために、持続可能な市政に向け、創造・転換を図ること」を理念として、
 - ・ 「政策—施策—事務事業」の紐づけ
 - ・ 施策・事務事業評価制度の再構築
 - ・ 一般財源の充当額の多い上位100大事業について、現状や課題等を分析などを行いながら、全事業を対象に実施します。
- 具体的な内容は、今後策定する「行政運営の基本方針」で検討します。

③ 資産経営アクション

【ポイント】

- 土地・建物等の保有資産を、市の経営資源として総合的に捉えるファシリティマネジメントを、市民の理解を得ながら全庁的に推進
- 資産を戦略的に利活用し、それぞれの資産の価値の最大化に取り組む。そのため、未利用・暫定利用となっている土地（未利用等土地）について、目標を定めて利活用を推進。
- 公共施設が提供する機能・サービスの持続的な維持・向上を図るため、中長期的な視点に立ち、施設の規模・量、質、保全更新コスト等を将来の人口や財政の規模に見合った水準に適正化。そのため、公共建築物の総床面積について、目標を定めて効率化（縮減）を推進。

【目標】

<未利用等土地の適正化>

基準時点における未利用等土地と、基準時点以降に新たに生じる未利用等土地の総面積のうち、

- ・ 2030年度までに30haを適正化
- ・ 2040年度までに60haを適正化
(基準時点：2021年度末)

<公共建築物の効率化>

一般会計で整備・運営する本市保有の公共建築物の施設総量（＝総床面積）について、

- 2065年度：
基準時点から少なくとも1割を縮減
- 2040年度：
基準時点以下に縮減（現状より増やさない）
(基準時点：2021年度末)

③ 資産経営アクション

【目標に向けた取組（アクション）】

- ① 資産の戦略的利活用による価値の最大化
- ② 公共施設が提供する機能・サービスの持続的な維持・向上（公共施設の適正化）
- ③ ファシリティマネジメントの推進に向けた仕組みの構築
- ④ 公共工事等の持続性と品質の確保

【今後の進め方】

<未利用等土地の適正化>

R4年度：「**横浜市資産活用基本方針**」改定
「**未利用等土地の適正化方針（仮称）**」策定
（未利用等土地の解消に向けた考え方を示す）

～R6年度：「**未利用等土地の適正化計画（仮称）**」策定
（資産所管局ごとに策定）

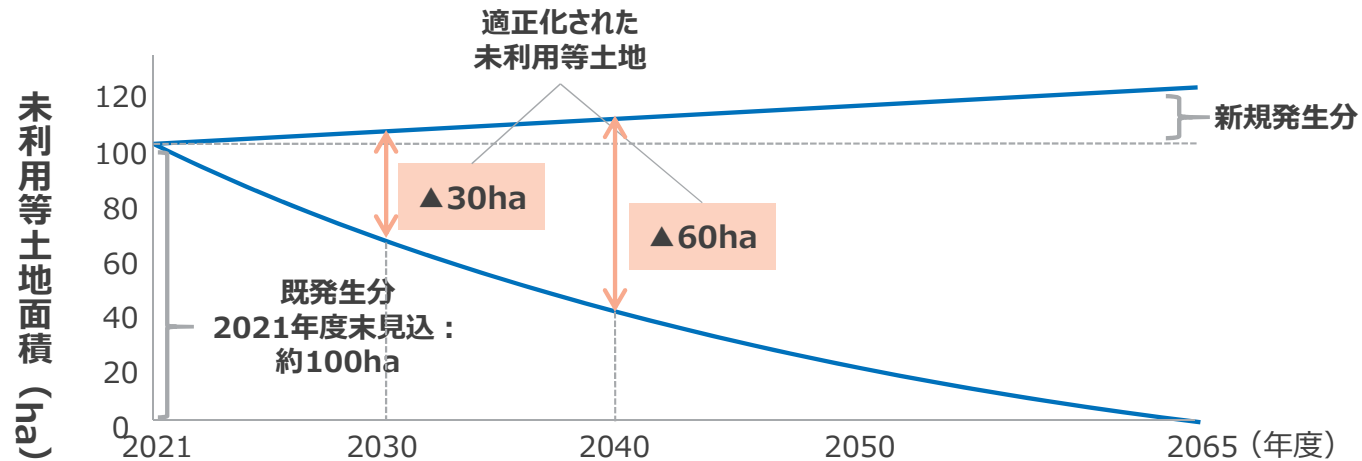
<公共建築物の効率化>

R4年度：「**横浜市公共施設管理基本方針**」改定
「**公共施設の適正化方針（仮称）**」策定
（長期的な、整備・運営などの見直しに向けた施設別の方針を策定）

～R8年度：「**公共施設の適正化計画（仮称）**」策定
（適正化方針に基づいて、施設別の建替え・廃止・統合等の取組計画を策定）

③ 資産経営アクション

【未利用等土地の適正化に向けた取組イメージ】



未利用等土地には、建築用途の制限がある土地や、まちのはらっぱや広場のように、地域住民の利用が継続し、利活用に関係者との調整を要する土地などがあります。

そのため、更なる利活用には、法令上の制限への対応や取得・利用の経緯を踏まえた丁寧な取組が必要です。

【資産の適正化の考え方】

全庁的な資産棚卸しと活用推進

- ① 大規模資産
- ② 未利用代替地等の売却
- ③ 各局財産の見える化と適正化

協働・共創型の資産経営の推進

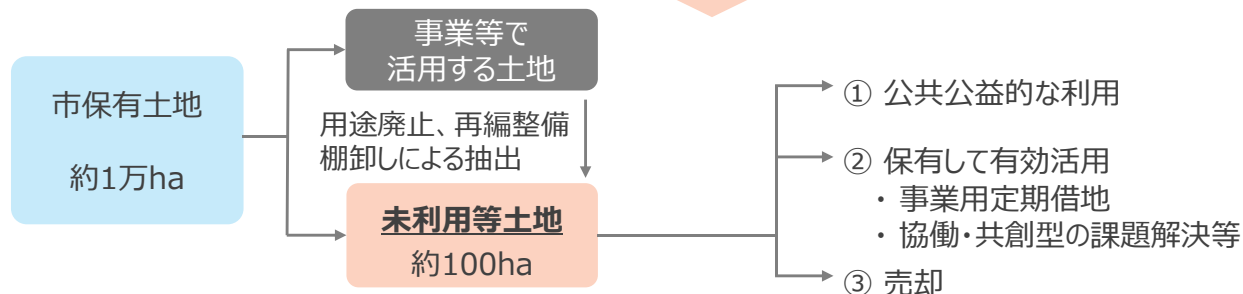
- ① 協働・共創型の公募モデル
- ② オープンラボ、マッチング等
- ③ 金融機関・大学等との連携
- ④ 企業等への積極的な広報

取組を支える環境整備

- ① システム整備/プラットフォーム
- ② 人材育成、研修等の実施
- ③ 条例、規則等のルール見直し
- ④ 用途地域等法令上の制限への対応

資産の適正化

資産の特性に応じて役割・位置づけを明確にした上で、市民の理解を得ながら、価値が最大化されるよう利活用（売却・貸付含む）すること

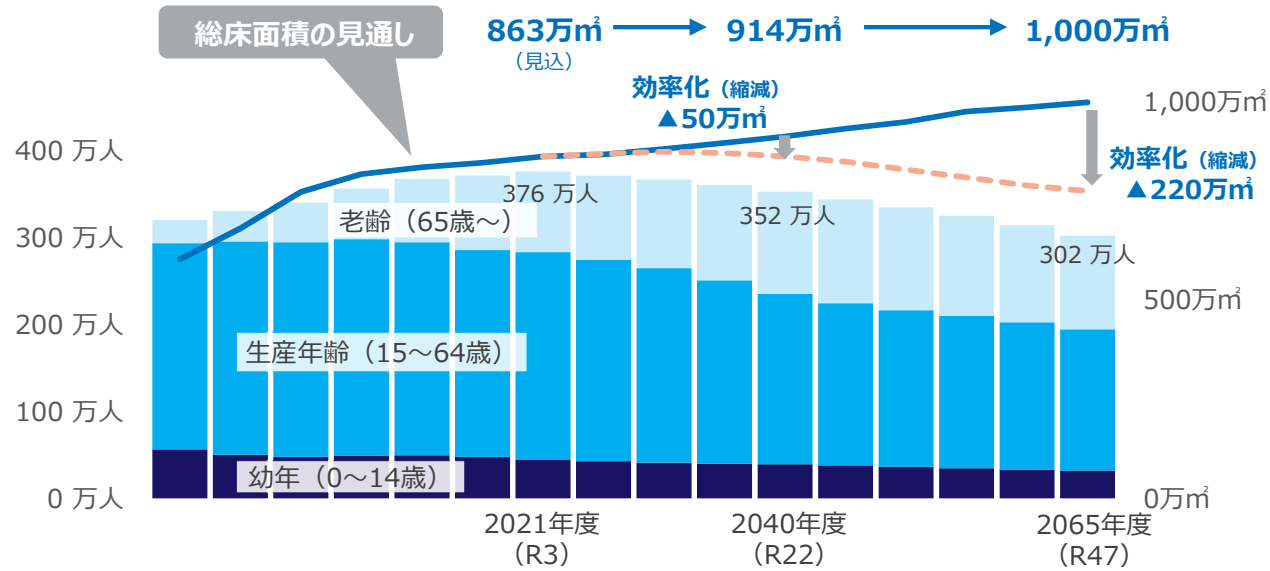


未利用等土地の例：

- ・ 用途廃止や移転に伴う土地
- ・ 道路や学校、再開発事業等の事業時期が未定の土地
- ・ まちのはらっぱ、広場等の空地
- ・ 公共事業用代替地等

③ 資産経営アクション

【将来人口推計と公共建築物の規模効率化のイメージ】



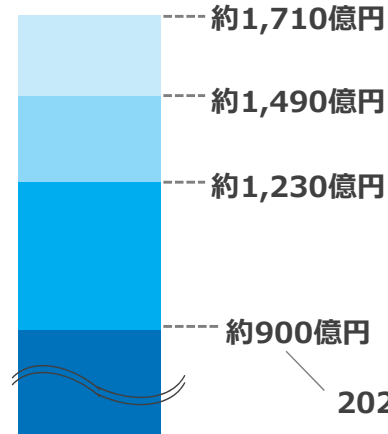
【目標設定の考え方】

【マネジメント3原則の取組によるコスト適正化の枠組み】

- ① 保全・運営の最適化〔歳出の削減〕
コスト縮減、状態監視保全の徹底など
- ② 施設規模の効率化〔歳出の削減〕
再編整備、民設・民営化、平準化、整備基準見直しなど
- ③ 施設財源の創出〔歳入の確保〕
資産の売却・利活用、国費・市債の活用など
(試算条件に含めず)

総合的に
取り組み

【保全更新コストの試算】



保全更新コスト推計額
(2021年～2065年までの年平均額)

- ① 保全運営の最適化
約▲220億円
- ② 施設規模の効率化
約▲260億円
- (さらなる縮減策)
- ③ 施設財源の創出

2021年度 (R3年度予算) の水準

④ 地方税財政制度の充実に向けた課題提起

国の制度である「地方税財政制度」は、本市や他の自治体の財政運営の前提となるものですが、現状、大都市の特性や基礎自治体の実態を十分に反映したものとは言いえません。

今後、高齢化の進展や施設の老朽化等により、ますます財政需要が拡大することが想定される中、本市が基礎自治体として持続的な財政運営を行っていくため、行政現場の実情と客観的なデータに基づき、国に対して提案と要望を行っていきます。また、本市が国に提案している新たな大都市制度「特別自治市」(※)の実現に向けた取組も合わせて推進していきます。

※ 県からの権限・財源の移譲等により、市の規模と能力に見合う権限と財源を持つことで、地域課題を迅速・柔軟・的確かつ一元的に解決できる新たな地方公共団体の形態。

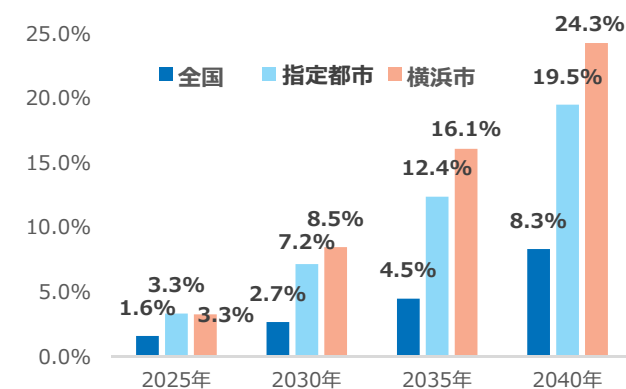
【課題・提案①：社会経済動向及び大都市の特性に応じた地方交付税の充実・確保】

地方財政制度の中での中心的な仕組みである「地方交付税制度」では、全国どの地域の住民も標準的な行政サービスを受けられるよう、各地方自治体に対して財源保障がなされており、本市でも貴重な財源となっています。

しかし、例えば本市では、今後、他都市と比較して急速に高齢化が進み、それに伴う財政需要が増加していきますが、この需要が適切に算定に反映されない場合、本市の行政サービスの提供に支障が生じることになります。

したがって、大都市特有の財政需要や行政サービスのコスト構造を的確に反映した算定としてもらうことなどが必要です。

<65歳以上人口の増加率（推計：2020年比）>



出典：『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）

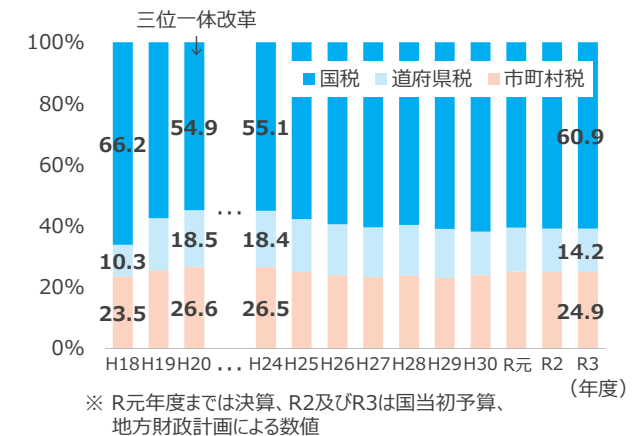
④ 地方税財政制度の充実に向けた課題提起

【課題・提案②】：大都市の自律的な財政運営を可能とする税制・税源配分への見直しと国・地方の財源の充実】

本市の税収は、主に個人市民税・法人市民税・固定資産税で構成されていますが、国の所得税や法人税との関係で本市が受け取れる税収が十分でなかったり、国の政策的な税負担軽減措置やふるさと納税制度などにより、税収が本来より少なくなっている現状があります。

今後は、国・地方間の税源配分の是正や、政策の見直しを要望することにより、本市の自主財源の確保と財政運営の自立性の向上を図る必要があります。

＜個人所得課税の配分割合の推移＞

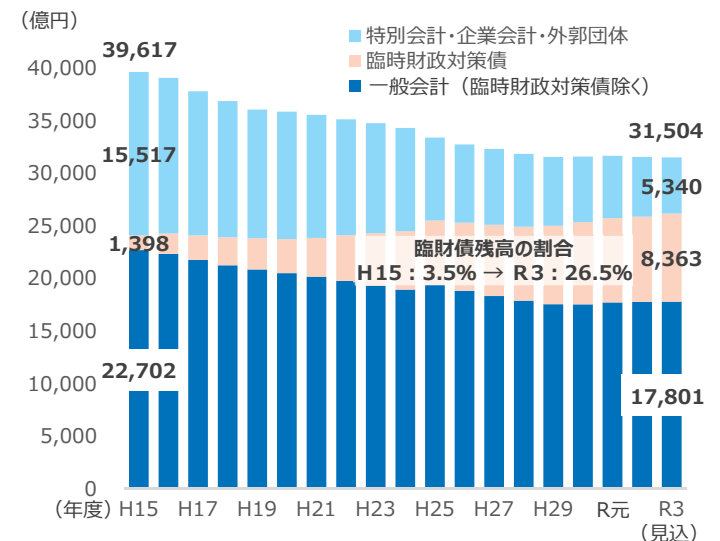


【課題・提案③】：臨時財政対策債制度の見直し】

地方交付税は、地方自治体が全国どの地域の住民にも標準的な行政サービスを提供できるよう、国から交付されるものですが、交付のための財源が十分でないため、現在、その一部が「臨時財政対策債」という特別な市債の発行可能額として各自治体に割り振られています。これは、現役世代の負担の下で行われるべき行政サービスを将来世代の負担で行っていることを意味します。

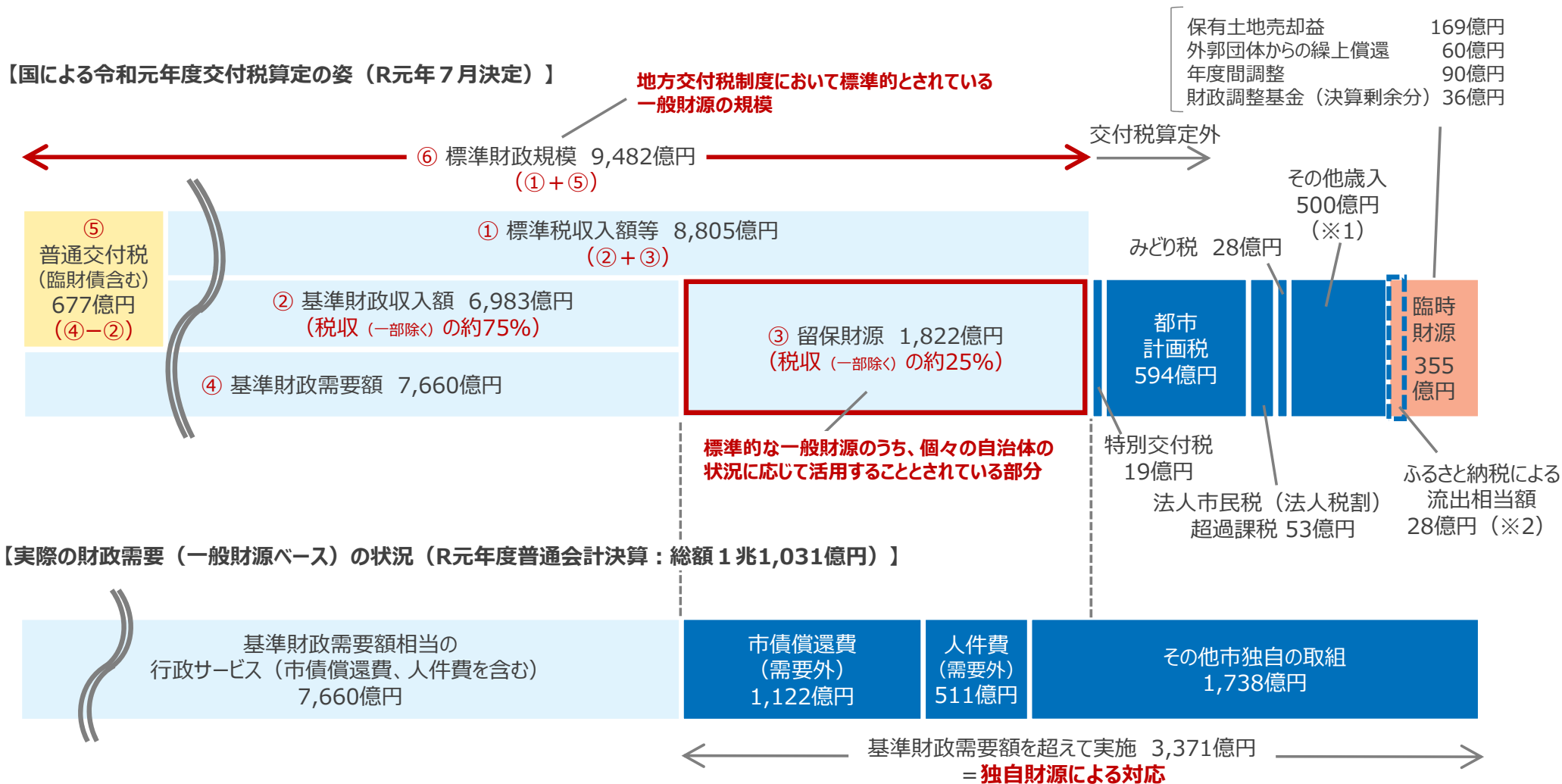
本市は、財政力等の状況により、他都市に比較して臨時財政対策債が大きな割合で割り振られており、市全体の債務を抑制している一方、この市債の占める割合が大きくなっています。今後、速やかに制度の見直しがなされる必要があります。

＜一般会計が対応する借入金残高の推移＞（決算）



参考：地方交付税制度から見た横浜市の財政構造

(コロナ禍の影響を受けていない令和元年度の状況)



※1 「その他歳入」の主なものとしては、宝くじ収益金 (88億円)、使用料・手数料 (61億円)、経常的な財産収入 (21億円) 等。

※2 令和元年度のふるさと納税に係る寄附金税額控除額137億円から、翌2年度の地方交付税算定上、基準財政収入額から差し引かれる109億円 (本市試算) を考慮した金額。制度上、当年度の寄附控除に係る影響は、翌年度の基準財政収入額に反映される。